

加盟店における ペーパーレス化の要望について

2016年4月21日
一般社団法人FinTech協会

- FinTech協会のご紹介

- 加盟店におけるペーパーレス化の要望について

FinTech協会の目的



Fintechエコシステムの活性化および
世界の金融業界における日本のプレゼンスの向上に貢献



法人会員一覧



アビームコンサルティング株式会社	株式会社アサソーディ・ケイ	アドビ システムズ株式会社
アフラック	BNPパリバ証券株式会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
アルヒ株式会社	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業	株式会社ブレインパッド
株式会社ブロードバンドタワー	Chappuis Halder & Co.	株式会社Cloud Payment
株式会社 クレディセゾン	株式会社 電通	株式会社デジタルガレージ
大日本印刷株式会社	株式会社NTTドコモ	新日本有限責任監査法人
富士ソフト株式会社	株式会社富士通ミッションクリティカルシステムズ	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
ゴールドマン・サックス証券株式会社	株式会社 博報堂	日本ヒューレット・パッカード株式会社
株式会社広島銀行	株式会社 日立製作所	株式会社北陸銀行
株式会社池田泉州銀行	株式会社インテリジェント ウェイブ	株式会社電通国際情報サービス
株式会社ジャックス	株式会社ジャパンネット銀行	株式会社ジェーシービー
KDDI株式会社	丸紅株式会社	株式会社三菱東京UFJ銀行
三井住友海上火災保険株式会社	株式会社三井住友銀行	株式会社 宮崎銀行
株式会社みずほフィナンシャルグループ	株式会社エムティーアイ	公益財団法人総合研究開発機構
NSK株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	東日本電信電話株式会社
エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア株式会社	株式会社オリエントコーポレーション	株式会社ペイジェント
PwCあらた監査法人	株式会社QUICK	株式会社リクルートライフスタイル
SBIホールディングス株式会社	SBIインベストメント株式会社	SBI-LGシステムズ株式会社
SBIレミット株式会社	株式会社セブン銀行	株式会社新生銀行
昌栄印刷株式会社	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	ソフトバンク株式会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	株式会社 寺岡精工	株式会社テラスカイ
TIS株式会社	凸版印刷株式会社	トッパン・フォームズ株式会社
日本ユニシス株式会社	ベリトランス株式会社	弥生株式会社

発足後の主な活動



イベント開催に加え、法令・行政対応を中心に活動中

2015.09.30	第6回 Meet UPイベント @東京証券会館
2015.10.20	第1回 超党派議員勉強会 @衆議院議員会館
2015.11.10	コンプラ分科会 @森・濱田松本法律事務所
2015.11.10	第7回 Meet UPイベント @リクルート
2015.12.3	会員全体会・忘年会 @渋谷
2015.12.15	自民党 IT戦略特命委員会 @自民党本部
2016.1.12	ベンチャー会員全体会 @東京証券会館
2016.1.21	ルクセンブルク大使館イベント（協賛）@dots.
2016.1.22	自民党フィンテック議員連盟勉強会 @議員会館
2016.1.25	決済分科会 @東京証券会館
2016.2.25	FIBC（協力） @丸ビルホール
2016.3.3	第8回 Meet UPイベント@PwC
2016.3.30	第1回 協会会員 月次全体会 @Egg Japan



協会員へのアンケート結果



会員に対し、事業および個別の法令に関するアンケートを実施

(1) アンケート期間 : 2016年2月5日～2月19日

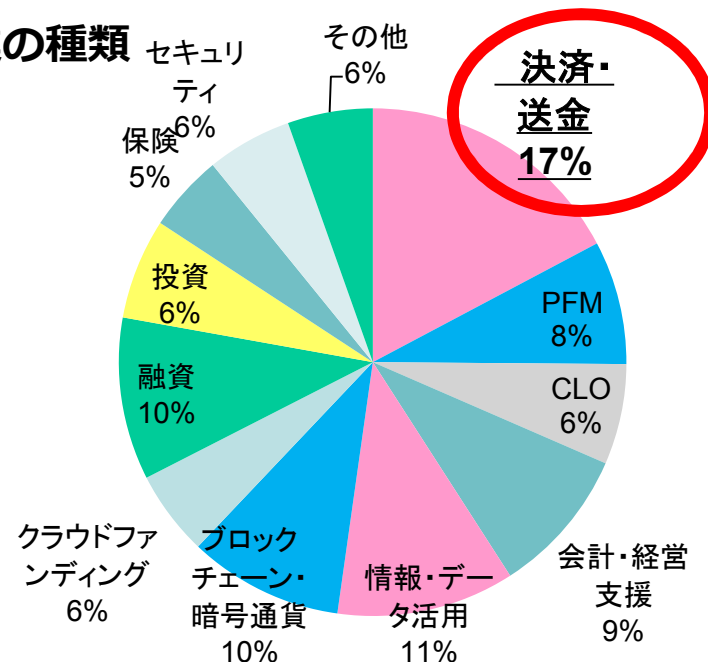
(2) アンケート対象者 : ①ベンチャー会員 全43社
②法人会員 全53社
③個人会員 全25名

(3) 回答総数 : 55件

(4) 営む事業の種類

【内訳】

①ベンチャー会員 26件
②法人会員 25件
③個人会員 4件



協会員へのアンケート結果



割賦販売法に関連する意見（抜粋）

- 海外と比べて日本は証憑（レシート、請求書等）に関する規制が多い。電子化が遅れている理由になっている。
- 割賦販売法により、証憑を出力する必要がある。
利用者に電磁的方法の承諾を取れば可となっているが、承諾を取れておらず、実質的に電子レシート化は実現できていない。海外では全てリボ払いでも電子レシートも認められており改善を要望する。
- 低コスト化・利用者の利便性向上のため上記につき改善が必要である

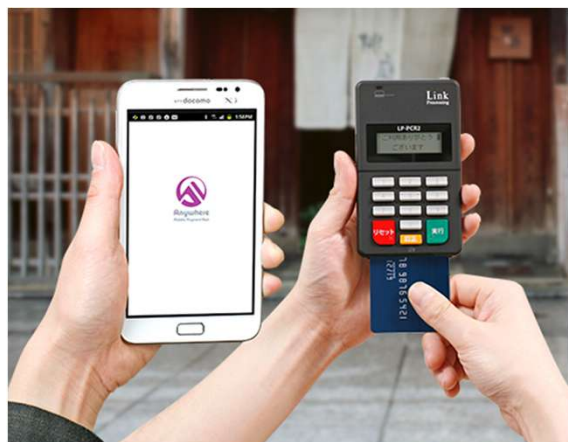
- FinTech協会のご紹介

- 加盟店におけるペーパーレス化の要望について

FinTechの進展による変化の潮流



- スマホ決済事業者の参入・拡大により、スマホ・タブレット端末を用いて、簡易にクレジットカード決済を導入できる環境が拡大
- 決済手段の提供と合わせ、POSレジ機能などが充実し、加盟店に対するサービスが高度化



出展: 各社HPより



レジ

タブレット

スキャナ/SFC端末

FinTechの進展による変化の潮流



- 決済に認証技術を利用する動きも加速
- これと連動し、加盟店での店頭におけるオペレーションをよりスマートにし、カード利用者の利便性向上に寄与することが期待されている
- 今後、本人認証手段としての署名のための紙は不要となる流れ

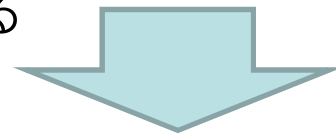


出展: 各社HPより

課題と目標

課題

- 割賦販売法(法第30条の2の3第4項)に基づく書面交付義務の存在
- 加盟店店頭プリンタ設置が必須
- 店舗等においてはコスト高となって加盟店契約締結を嫌がる声あり
- 加盟店におけるクレジットカード導入のネックとなり、クレジットカード利用のすそ野拡大の障害となっている



目標

加盟店による法的書面交付義務を不要に又は緩和することで、プリンタレスを推進。クレジットカード取扱率を向上させ、2020年キャッシュレス決済の普及による利便性・効率性向上を達成。

加盟店におけるプリンタの課題

- 初期導入コスト : 高い
平均2万円～7万円／台
- レジ周りで場所を取る
- オペレーションの負荷
 - 感熱紙切れ・交換
 - 印刷の紙づまり
 - ランニングコスト 等



出典:オムロンHP

具体的問題点①



マンスリークリア（二月払購入あっせん）のみを取り扱う加盟店

- 加盟店が関与せず包括信用購入あっせんとなる場合（後リボ、リボ専用カード等）に、書面交付義務が適用されるかについて争いがあり、カード会社の見解も統一されていない。これに応じ、スマホ決済事業者および加盟店においても、書面交付義務の要否について判断が分かれている（保守的に書面交付を必要とする事業者も存在する。）。
- カード会社の加盟店規約において、全ての加盟店に法定書面交付を義務付ける例がある。

カード会社の加盟店規約（例）



第●条（信用販売の方法）

1. 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、カードの真偽、有効期限およびカード無効通知を照合し、カードが有効であることを確認し、両社所定の売上票にカード記載の会員番号、会員氏名、有効期限をインプリンターにより印字し、加盟店番号、加盟店名、売場名、担当者名、会員の指定する支払区分、売上日付、金額、品名、型式、数量等を記入するものとします。ただし、エンボスレスカードの場合および当社が特別に認めた場合のインプリンターの使用についてはこの限りではないものとします。また、加盟店は、その場で会員による暗証番号の入力、または会員の署名を求め、正しい暗証番号が入力されたこと、またはカード記載の署名と売上票の署名、およびカード券面の会員番号、カード名義人名と売上票の会員番号、会員氏名が同一であり、かつ、カード提示者がカード記載の本人であることを、善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ信用販売を行い、売上票の控え（会員用控え）または売上票に記載した内容を表す書面を会員に交付するものとします。なお、加盟店は、会員に対し売上票に両社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとします。

（中略）

4. 加盟店は、割賦販売法第30条の2の3第4項およびその施行規則に定める事項等を記載した書面を会員へ交付するものとします。

具体的問題点②



包括信用購入あっせん（分割払い、リボ払い）を取り扱う加盟店

- メールアドレスの入力手間、電子的手段を有しない顧客の存在
法第30条の2の3第4項は、第30条の6において準用される第4条の2が適用されるため、加盟店は利用者等の同意を得て、電磁的方法による書面記載事項の提供を認められている。
しかし、現行の規制の下では、顧客のメールアドレスへの通知（メールレシート）が可能な程度であり、店頭で顧客にメールアドレスを入力させる手間が発生している。
また、電子的手段を有しない顧客は常に潜在するため、プリンタ設置の必要性が除去できない。
- 実務上、クレジット端末から出力される「クレジットカード売上票」や「クレジットカードお買上票」等の書面には、法令で定める書面記載事項がすべては網羅されていないように見える。

海外の法制



- 英国では、利用者が加盟店で商品等を購入した場合に、加盟店に書面交付を義務付ける条項はないようである(Consumer Credit Regulations 2010参照)。
- 米国では、15ドルを超えるデビット取引の場合は、各店舗の義務ではなくカード発行機関の義務として書面でのレシート交付義務が定められている(Electronic Fund Transfer Act、Regulation E205.9の(a)および(e))。ただし、消費者の同意が得られた場合はelectronic formでもよく、また、一般的に受け入れられる、あるいは容易に理解可能な省略方法を用いても構わないとされている(E-Sign Act)。また、EFTAが適用されないクレジット取引の場合には、レシート交付を義務付ける条項はないようである(Regulation Z参照)。
- 実務的には、海外(米国を含む)ではプリンタでレシートを交付するほか、eレシートの送付が容易に行われている(SMSでeレシートを送付することも可能である)。

要望①



マンスリークリア（二月払購入あっせん）のみを取り扱う加盟店について

- 法令上マンスリークリアのみを取り扱う加盟店については、書面交付義務は課されていない。
- 加盟店が関与せず包括信用購入あっせんとなる場合（後リボ、リボ専用カード等）に、法第30条の2の3第4項の書面交付義務が適用されないことを法文上又は監督の基本方針等で明確化していただきたい。

要望②

包括信用購入あっせん（分割払い、リボ払い）を取り扱う加盟店について

- 時代の変化や情報処理技術の進展等により、加盟店における書面交付を法律上義務付ける必要性はなくなっているのではないかな。
- 特に包括信用購入あっせん(クレジットカード)においては、個別の商品等との紐づきは薄れ、カード利用総額や毎月の支払額に利用者の関心があるといえる。
- 法第30条の3の2の趣旨「支払関係が長期にわたって継続するため、契約内容が複雑になることに鑑み、書面により契約内容を明確にし、もって購入者等の保護を図る」との観点からしても、加盟店から交付される書面が支払いの長期的管理に適しているとはいえず、カード会社から交付される書面で同条の趣旨は達成できるのではないかな。
- 個別の商品等の内容を確認させる方法についても、レシート、eレシート、QRコード等、電磁的方法でも様々な提供方法が現れてきており、利用者のニーズも多様化している。したがって、電磁的方法で提供させる場合にも、その手法の選択肢を増やす方向性で柔軟化することが必要と考えられる。



(要望)

法第30条の2の3第4項の書面交付義務を撤廃する。
もしくは、同義務を維持するとしても、各項目を再度整理したうえで、必要な項目を、柔軟な方法で情報提供することを認めていただきたい。

	分類(案)
①	カード会社により情報提供がなされる(法第30条の2の3第1項・2項)ため、必ずしも加盟店に提供を義務付ける必要のない項目
②	法第30条の2の3の趣旨との関係で、そもそも、時代の変化により、現時点においては提供が不要になっていると整理できる項目
③	情報提供が必要であるとしても柔軟な方法で情報提供させるべき項目
④	該当する加盟店にのみ情報提供させるべき項目

項目の整理（案）

項目			①	②	③	④
法第30条の2の3第4項	1号	商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格	○			
	2号	商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期			○	
	3号	契約の解除に関する事項			○	
		包括信用購入あつせん関係販売等契約の締結の前に包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨（規則第55条第2号ロ）				○
規則第54条第1項	1号	包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称及び住所又は電話番号			○	
	2号	契約年月日	○			
	3号	商品名		○		
	4号	商品の商標又は製造者及び機種又は型式（権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類）		○		
	5号	商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）		○ （商品）		○ （権利又は役務）
	6号	包括信用購入あつせん関係販売等契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号			○	
	7号	役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項				○
	8号	商品の販売が指定権利の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項				○
	9号	権利の販売が商品の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項				○
	10号	商品に隠れた瑕疵がある場合の責任についての定めがあるときは、その内容			○	
	11号	前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容			○	
	12号	包括信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨				○

情報提供義務について



- 参考法令として、資金決済に関する法律13条の情報提供義務がある。
- プリペイドカード等の前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合に、利用者に対して必要な情報を表示又は提供する義務がある。
- 旧前払式証票等規制法においては、物理的な表示を求める表示義務のみが定められていたが、2010年に施行された資金決済法では、有体物が利用者に交付されることがない場合には、物理的な表示を行わなくても、利用者に対し情報提供を行えば足りることとされた(同法13条2項)。
- 前払式支払手段発行者の情報提供義務は、利用者の同意にかかわらず、電磁的方法による情報提供を可能としており、その方法も、①電子メールでの送信等、②インターネットを利用した利用者への閲覧、③いわゆるチャージ機での表示等、柔軟な方法が認められている。
- さらに、今般法案提出されている資金決済法の改正案では、情報通信技術の進展等によって、多様な形態のプリペイドカードが登場していることに鑑み、より広く利用者に対する情報提供をインターネットで行うことを許容することとされ、表示義務を原則とし、情報提供義務を例外とする現行法の立てつけを変更、情報提供義務のみを法令上明記している。

割賦販売小委員会報告への声



平成27年7月割賦販売小委員会報告に対する、実務からの声は以下のとおり。

- (声①)任意登録制により、PSPがクレジット取引に介在する信用ある主体であるとの認知がなされること、日本クレジット協会への入会が可能となり、様々な情報へのアクセスが可能になること等、PSPに一定のメリットはあり、その点について法改正を前向きに評価する。
- (声②)PSPも加盟店情報を提供することにより、業界全体として悪質加盟店排除を達成できることは望ましい。
- (声③)スタートアップ企業にとっては、スピード感が最も重要である。PSPの登録手続の期間が長期化したり、加盟店審査の負荷増大による加盟店獲得対応スピードの低下等の悪影響が出ないような制度設計を望む。
- (声④)既に業務を実施しているPSPは、初期審査・途上審査について、必要十分な加盟店管理を実施している認識である。現行の実務を基準とし、柔軟な取扱いを認めるという報告書の内容通り、現在の実務レベルを超える法的義務を課すことのないよう要望する。